

鳥取県告示第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル琴浦店
東伯郡琴浦町大字逢東1272、1273、1274、1275、1275-1、1276-1、1276-2、1276-3、1276-4、1276-5、1276-6、1278-1、1278-2、1280-1、1282-2、1298-2及び1298-4並びに大字徳万57-1
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
変更後 終日
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前7時30分から午後7時まで
変更後 終日
- 3 変更年月日
平成22年10月14日
- 4 変更する理由
営業上の施策のため
- 5 届出年月日
平成22年9月30日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成22年10月12日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局
東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町商工観光課
- 9 意見書の提出
琴浦町の区域内に居住する者、琴浦町において事業活動を行う者、琴浦町の区域をその地区とする商工会その他の琴浦町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。